

◆消費者教育関連行事の開催 参加等

2024 年

2月1日（木） 令和5年度消費者教育フェスタ in 近江八幡（文部科学省主催）

テーマ：地域連携による消費者教育～近江八幡の8年間の奇跡と未来～

於：滋賀県立男女共同参画センター

交流タイム（展示・ミニワークショップ）に参加

ミニワークショップでは、多くの参加者にクイズに挑戦してもらい、好評でした！

展示



クイズ

文部科学省 令和5年度「消費者教育フェスタ in 近江八幡」（ワークショップ）  
公益社団法人全国消費生活相談員協会

知っているかな！  
～ クイズに挑戦してみよう ～

Q1. インターネットのショッピングサイトで、青色の帽子を注文した。しかし、届いた青色の帽子は思っていた素材感がイメージと違うものだった。返品できるか。

Q2. スポーツ店で、定価7万円の新作スニーカーの予約販売をしていた。来月の17歳の誕生日に買ってもらうと思い、自分の名前を書いて予約した。しかし、家族に「高すぎる!」と言われた。注文書には「注文後の取消はできない」と書いてあるが、取消はできないだろうか。

Q3. スマホで「ダイエットサプリ初回お試し価格500円」という広告を見て、購入した。1回限りの購入と思っていたのに翌月もサプリが届き、「定期コース2回目5,500円」と記載の請求書が入っていた。改めてサイトをよく見たら「返品不可」と書いてあった。2回目に届いたサプリを返品することはできないか。

Q4. SNSに届いた表示に「ひげ脱毛が月額1000円」と書いてあり、昨日エステサロンに行った。すると総額50万円のひげ脱毛2年間通い放題コースを勧められた。断ったが「納得できる脱毛にはこれくらいかかる」と言われて契約してしまったがやめることはできるか。

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

2024 年

2月22日（木） 令和5年度全国消費者フォーラム（国民生活センター主催）

於：ビジョンセンター品川

発表「契約する前に考えよう ～デジタル広告を見抜く力～」

尾嶋由紀子 須黒真寿美

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
令和5年度全国消費者フォーラム

契約する前に考えよう  
～デジタル広告を見抜く力～

令和6年2月22日  
公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
消費者教育研究所  
尾嶋由紀子・須黒真寿美

第1分科会②

1

2024 年

2月10日(土) 令和5年度消費者教育フェスタ in 島根(文部科学省主催)

テーマ: フリースクールと通信制高校における消費者教育

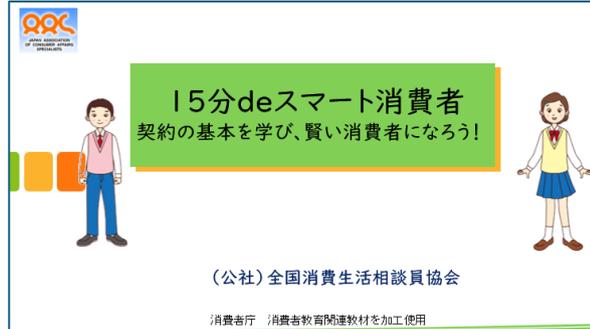
参加

於: 益田市立市民学習センター

10月 大阪府消費者フェア2023 Web「パフォーマンス」「知っとこ情報」に Web 参加。

(公社)全国消費生活相談員協会紹介動画(5分)の最後にあるQRコードを読み取り、

「15分deスマート消費者」を視聴可能としました。(視聴期間10月13日~11月6日)



11月 京都府消費者フェアに 展示参加。



### ◆「消費者教育研修講座」開催

2023 年

6月3日 本協会会員対象の消費者教育講座を開催

「消費者教育講座~外部講師を事業の講座を行うにあたって~」

- 1. 講座の組み立てと留意点 須黒真寿美
- 2. 講座資料の紹介とカスタマイズにあたっての留意点 柿沼 由佳

消費者教育講座  
~外部講師事業の講座を行うにあたって~  
1. 講座の組み立てと留意点

2023年6月3日  
前半 13:00~14:00  
公益社団法人全国消費生活相談員協会  
消費者教育研究所 須黒真寿美

消費者教育講座~外部講師事業の講座を行うにあたって~  
2. 教材の紹介と  
カスタマイズにあたっての留意点

公益社団法人全国消費生活相談員協会  
消費者教育研究所 柿沼 由佳

## ◆受託事業

2023 年

4 月 令和 5 年度消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」受託

### ■派遣対象

中学校（公立・私立）、私立中等教育学校

私立高等学校

特別支援学校（中学部・高等部）

高等専門学校

大学、短期大学、専門学校

（上記対象校の生徒・学生・教職員・保護者会・PTA）

### ■開催方法

①対面講座

②オンライン講座（同時双方向型）

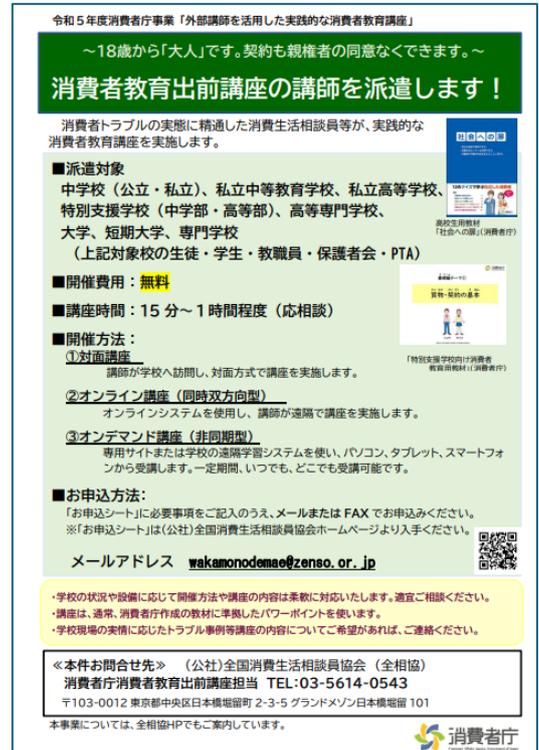
③オンデマンド講座（非同期型）

### ■講座時間

15 分～1 時間程度

### ■実施期間

2023 年 4 月～2024 年 3 月



令和 5 年度消費者庁事業「外部講師を活用した実践的な消費者教育講座」

～18歳から「大人」です。契約も親権者の同意なくできます。～

### 消費者教育出前講座の講師を派遣します！

消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等が、実践的な消費者教育講座を実施します。

**■派遣対象**  
中学校（公立・私立）、私立中等教育学校、私立高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校  
（上記対象校の生徒・学生・教職員・保護者会・PTA）

**■開催費用：無料**

**■講座時間：15 分～1 時間程度（応相談）**

**■開催方法：**

- ①対面講座  
講師が学校へ訪問し、対面方式で講座を実施します。
- ②オンライン講座（同時双方向型）  
オンラインシステムを使用し、講師が遠隔で講座を実施します。
- ③オンデマンド講座（非同期型）  
専用サイトまたは学校の遠隔学習システムを使い、パソコン、タブレット、スマートフォンから受講します。一定期間、いつでも、どこでも受講可能です。

**■お申込方法：**  
「お申込シート」に必要事項をご記入のうえ、メールまたは FAX でお申込みください。  
※「お申込シート」は(公社)全国消費生活相談員協会ホームページより入手ください。

メールアドレス [wakamonodamae@zenso.or.jp](mailto:wakamonodamae@zenso.or.jp)

・学校の状況や設備に応じて開催方法や講座の内容は柔軟に対応いたします。適宜ご相談ください。  
・講座は、通常、消費者庁作成の教材に準拠したパワーポイントを 사용합니다。  
・学校現場の実情に応じたトラブル事例等講座の内容についてご希望があれば、ご連絡ください。

《本件お問合せ先》 (公社)全国消費生活相談員協会（全相協）  
消費者庁消費者教育出前講座担当 TEL:03-5614-0543  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

本事業については、全相協HPでもご案内しています。

消費者庁

2023 年

6 月 令和 5 年度高校生向け消費者教育出前講座教材制作事業 受託

## ◆執筆等 国民生活センター

2023 年

7 月 3 日 国民生活センター「国民生活研究」第63巻第1号（2023 年 7 月）に掲載

障害に配慮した消費者教育教材の現状と課題

— 地方公共団体作成消費者教育教材の検討から —

矢吹 香月

## ◆その他の活動

2023 年

10 月 消費者教育推進会議委員に高比良直子研究員が就任

## ドイツにおけるメディアリテラシーについて

柿沼由佳

### 若者を取り巻くメディア環境-課題と解決に向けた取り組み

受入機関 ドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関 (IJAB)  
ベルリン日独センター(JDZB)

- 目的
- ・日本とドイツとの青少年教育の現状や取組を理解する
  - ・両国の指導者が意見交換することを通して、青少年教育指導者の資質や能力の向上を図る
  - ・メディアに関する課題とその解決への取組、及び、メディア環境の変化に対応する青少年教育の取組等について学び、専門家との意見交換を行う

## 研究

以上